会 議 結 果 報 告 書

令和2年11月4日

	742年11月4日
会議の名称	庁議
開催日時	令和2年11月4日(水) 9時27分~ 9時50分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博総合行政部長 尾﨑誠一 総務部長 川幡浩之市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上孝浩子ども・健康部長 芦野伸二 都市整備部長 中森福夫市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡会計管理者 今野喜明 議会事務局長 大河内充教育政策部長 北村竜一 (計14人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1、2 総合行政部長 尾﨑誠一 3 福祉部長 村上孝浩 4 子ども・健康部長 芦野伸二 【報告】 1~2 総合行政部長 尾﨑誠一
議題	【付議】 1 志木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総合行政部) 2 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(総合行政部) 3 志木市介護保険条例及び志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について(福祉部) 4 志木市国民健康保険税条例の一部を改正することについ

	て (子ども・健康部)
	【報告】
	1 令和2年志木市議会12月定例会提出議案について
	(総合行政部)
	2 志木市交通政策検討プロジェクト・チーム設置について
	(総合行政部)
	【付議】
	1 了承
	2 了承
	3 了承
結 果	4 了承
	【報告】
	1 了解
	2 了解
事務局職員職氏名	秘書政策課長 外立健一
その他必要事項	特になし
会議内容の記録 (経過、結果等)	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

- 1 志木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総合行政部)
 - ○概要説明:総合行政部長

令和2年10月7日の人事院勧告を考慮し決定した「令和2年度志木市給与 改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。

(1) 改正内容

期末勤勉手当の支給月数を、0.05月分引き下げる。(4.50月分→4.45月分) ※期末手当の支給月数に反映

(2) 施行日

令和2年12月1日

○質疑応答等

特になし

- 2 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費 用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(総合行政部)
 - ○概要説明:総合行政部長
 - 一般職の給与改定に伴い、議員及び特別職の改正を行うものである。
- (1) 改正条例
 - ①志木市特別職員の給与に関する条例
 - ②志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (2) 改正内容

期末手当の支給月数を、0.05月分引き下げる。(4.40月分→4.35月分)

(3) 施行日

令和2年12月1日

○質疑応答等

特になし

- 3 志木市介護保険条例及び志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す る条例について(福祉部)
 - ○概要説明:福祉部長

租税特別措置法の一部改正を踏まえ、延滞金に係る所要の規定を整備するも

のである。

○質疑応答等特になし

- 4 志木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて(子ども・健康部)
 - ○概要説明:子ども・健康部長

地方税法施行令の改正を踏まえ、国民健康保険税の減額にかかる見直し等を 行うものである。

【主な改正内容】

(1) 個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準の見直し

【改正前】

• 7 割軽減基準額:基礎控除額33万円

・5 割軽減基準額:基礎控除額33万円+28.5万円×被保険者数

· 2 割軽減基準額:基礎控除額33万円+52万円×被保険者数

【改正後】

- ・7 割軽減基準額:基礎控除額 43 万円+10 万円×(給与所得者等の数-1)
- ・5 割軽減基準額:基礎控除額 43 万円+28.5 万円×被保険者数+10 万円× (給与所得者等の数-1)
- ・2 割軽減基準額:基礎控除額 43 万円+52 万円×被保険者数+10 万円× (給与所得者等の数-1)
- (2) 軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備

公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に限る)の控除を受けた場合における条例第22条の適用にあたっては、110万円とあるのは125万円とする。

- (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設 低未利用土地等の活用促進を図るため、低未利用土地等を譲渡した場合の 長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い志木市国民健康保険 税の長期譲渡所得に係る課税の特例について改正を行うものである。
- (4) 施行日等

令和3年1月1日(令和3年度課税分から適用)

- ○質疑応答等
- ・軽減判定基準の見直しによる影響はどの程度か
- ・影響額は860万円の減で対象者は430人である。

【報告】

- 1 令和2年志木市議会12月定例会提出議案について(総合行政部)
 - ○概要説明:総合行政部長

令和2年志木市議会12月定例会に提出する議案は次のとおりである。

議案 9件(補正予算4件、条例5件)

- 2 志木市交通政策検討プロジェクト・チーム設置について (総合行政部)
 - ○概要説明:総合行政部長

市が実施する交通施策のデマンド交通、ふれあい号、シェアサイクル、柳瀬川バス路線を全庁的に見直す必要があるためプロジェク・トチームを設置するものである。

【内容】

(1) 所掌事務

交通施策の調査研究を行う。

(2) 構成人数

9人

(3) 設置期間

令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

- ○質疑応答等
- ・令和3年3月までに提言するのか
- ・ 志木市の交通施策の課題整理と調査を目的としており、プロジェクト・チームとしての提言は行わない。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容 易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。